

# 播磨国風土記にみえる石灰の解釈

夏井高人

## 1 播磨国風土記

『出雲風土記』に「石斛」に関する記録が残されていることは有名で、比較的詳細な産地記載が残されている<sup>1</sup>。しかし、現存する他の4つの『風土記』<sup>2</sup>には「石斛」の記録はないと考えられてきた。たしかに、『出雲風土記』以外の『風土記』を熟読玩味しても「石斛」または「木斛」の語<sup>3</sup>を見出すことはできない。

しかし、『播磨国風土記』を丁寧に読んでみると、その中の讃容郡（現在の兵庫県佐用郡佐用町）の邑寶里のところにある「室原山」の部分に、次のような記載があるのを見つけることができる。

室原山 屏風如室 故曰室原山 生人参獨活藍漆升麻白朮  
石灰  
(意識)

室原山 室のように風を遮る。それゆえ室原山という。人参<sup>4</sup>、獨活<sup>5</sup>、藍漆<sup>6</sup>、升麻<sup>7</sup>、白朮<sup>8</sup>、石灰が生える。

ここには、主として生薬（漢方薬、中薬）の原料となる貴重な有用植物を主体とする一連の植物名に続いて、かなり唐突に「石灰」という語が出現する。

この「石灰」の意義について、通説は、植物ではなく、鉱物である石灰石または消石灰（石灰石の焼成物）を指すものだと解している。

しかし、私は、「石灰」とは「石斛」を指すものであるとの見

解を提示したいと思う。

## 2 「石灰」との記述が鉱物である石灰である可能性

『播磨風土記』にある「室原山」という地に石灰質の鉱物が物理的に存在するか否かについて調べてみた。もし石灰質の鉱物を全く産することのない土地だとすれば、「石灰」との記述を鉱物である石灰石または消石灰以外のものだと解する以外にないからだ。

調べてみたところ、直接的な研究結果としては、例えば、角田清美「古代から中世前期における石灰と漆喰の利用」専修人文論集 88 巻 49～76 頁があるのを見つけた。この論文では、『播磨風土記』における「石灰」を文字通り石灰石または消石灰であると理解する通説の立場にたち、「室原」の所在地について上月町史編さん委員会『上月町史』（1968）における「佐用町西大畠稗田付近」との比定を紹介した上で、「付近一帯の地質は古生代の上月層で、層内にはレンズ状に石灰岩が挟まれていることから、この比定は間違いないであろう。当地では江戸時代の文化 2（1805）年頃、あるいは昭和初期にも石灰を生産したと云う」と論じている。

しかし、「室原山」の所在地については、「佐用町西大畠稗田付近」との見解が確実であるのかどうか何とも決め手に欠く。また、地形図等を詳細に調べてみても、「佐用町西大畠稗田付近」が「室のように風を遮る」場所には見えない。「室のように風を遮る」ところとは、屏風を立てたような山に囲まれた土地を意味するものと思われる。地形図等からすると、むしろ、佐用町役場上月支所のすぐ北方にある山地と谷とが折り重なったような場所のほうが「室原山」の名にふさわしいように思える。

そして、佐用町防災会議「佐用町地域防災計画（地震編）」（平成 23 年修正版）によれば、佐用町周辺の地質は、「基盤岩類は溶

結凝灰岩（流紋岩）類、深成岩類（はんれい岩）と固結した堆積岩類（丹波層群、超丹波帯岩類）である。町域の中央部には溶結凝灰岩類が分布し、それを囲むように堆積岩類が分布する形態となっている」とのことで、石灰質を主体とするものではない。

仮に上記のように「佐用町西大畠稗田付近」との比定が正しいものだとし、同地において「付近一帯の地質は古生代の上月層で、層内にはレンズ状に石灰岩が挟まれている」としても、『播磨風土記』の記録者が特産品として特記する程度の産出量があったとは考えにくい。『播磨風土記』において産品として特記してある品目は、他の箇所では生薬原料等として非常に有用性の高い草木（植物）ばかりなので<sup>9</sup>、「室原山」に特別に優れた石灰岩層が路頭しているのであればいざ知らず、そうでもないのに、この場所だけ鉱物である石灰石や消石灰を示すものとして「石灰」を記載しているとするのはいかにも唐突だと考える<sup>10</sup>。

### 3 「石灰」との記述が植物である石斛である可能性

『播磨風土記』の記録者がどのような人々だったのかについてはよく分からない。渡来人であったかもしれないしそうでなかったかもしれない。ただ、ある程度まで本草学の知識を有している者だったことは確実だと思われる。なぜなら、『播磨風土記』中には、『出雲風土記』程度に詳細な記述だとは言えないにしても、生薬原料となる有用植物に関する記述がかなり多数存在するからだ。当時、「医学」または「医療」と言えば呪術であるか唐国伝来の生薬処方であるかのいずれしか存在しなかったと思われる。そのことから、生薬原料となる植物に関する記述は、現代で言えばいわば「医薬品製造工場」の所在地の記載のようなもので、産業的にも社会的にも極めて大きな重要性をもっていたと考えられる。

一般に、石斛は生薬原料としての重要性が高い植物の一種なの

で、そのことを認識している記録者であれば<sup>11</sup>、特記するのに値するものだったと考えることができる。ただ、当時においてそうであったということは、その後もそうであったということを自動的に意味するわけではない。

そこで、『播磨風土記』以外の文献において、讃容郡（佐用郡佐用町付近）に石斛が自生したとの記録があるかどうかを調査してみた。もし石斛に関する記録が一切存在しなければ、客観的に石斛の自生はないと推定することにならざるを得ず、その場合には「石灰」が石斛を指すと推定すべき余地もなくなってしまうからだ。

延喜式 37 巻には山陰道播磨国から「木斛十三斤」が献上されたとの記載がある<sup>12</sup>。この木斛とは樹木に着生する石斛のことを意味すると推定できるから、延喜式が完成した天平 5 年（733 年）ころには播磨国に石斛が産したといえることができる。ただし、播磨国のどこが産地であるのかまではわからない。

それ以降の時代の記録は乏しい。

下って、かなり最近の文献になるが、福岡誠行・黒崎史平・高橋晃編「兵庫県産維管束植物 11」人と自然 20 号（2009）183 頁には、兵庫県内では西播磨と丹波にセッコク（*Dendrobium moniliforme*）の自生があると書いてある。ここでいう自生のセッコクとは、野生種のセッコクのことを言い、観察者において園芸交配品等の播種（やままき）実生やそのようなものの植栽だと判断したものを含まないものとして理解することができる。そして、兵庫県西播磨地区には兵庫県佐用郡佐用町が含まれるから、この地域には野生種セッコクの自生があり得ることになる<sup>13</sup>。

このように、植生・分布の観点からは、『播磨風土記』中の讃容郡室原山の「石灰」を「石斛」だと解しても特段の矛盾はない。

他方で、「石斛」であるべきものがなぜ「石灰」と記載されたのかについての合理的な説明がつかどうかについても検討しなければならない。しかしながら、幾つかの仮説をたてることし

かできない。

## A 覚え間違いという仮説

風土記作成のために現地踏査した者が現地における説明を最初から誤解または覚え間違いした可能性、あるいは、「斛」を「灰」と覚え間違えた可能性はあり得る。もちろん、写本作成のための筆写の際における転記ミス等もあり得る。

## B 意図的な隠蔽という仮説

『出雲風土記』には「石斛」の記述が詳細に記載されている。そして、「石斛」とスクナヒコ（少彦名命）とは切っても切れない関係にある。

『播磨風土記』の神前郡のところには「大汝命」と「小比古尼命」のことが書かれている。「大汝命」は「大国主神」のことであり、「小比古尼命」は「少彦名命」のことだと解することについて異説はないので、播磨国と出雲国との間には日本国の古代史上非常に密接な関連があったことが推定される。

しかし、他方では、古代における豪族間の政争などを考えてみると、何らかの政治的な理由により、スクナヒコ（少彦名命）の事跡として記録することが許されなかったため、『播磨風土記』の記録者としては、事実を記録すべきであるという要請とそれを許さない政治的要因との間のジレンマを解消する方法として、「石斛」と記すべきところを意図的に「石灰」として記録したという仮説はあり得ると考える。

以上2つの仮説はあくまでも仮説に過ぎない。論証または検証しようにも、あまりに古い時代のことなので、史料が乏し過ぎてどうにもならない面があることは否定できない。

しかし、記された文字が「石灰」であるからと言って、直ちに鉱物である石灰石または消石灰のことであると断定する以外に許されないとすることもできないように思う。

私は、既に述べたように、『播磨風土記』に特記された産物が主として生薬原料等になる有用植物だという点に着目し、そして、「生える」ものであるということにも注目し、「石灰」とは、本当は「石斛」のことだと考えるべきだと提案する。

この分野の専門家による徹底的な調査・研究を期待したい。

---

#### <注記>

<sup>1</sup> 夏井高人「延喜式（土御門本）にみえる石斛の産地」やまくさ第 63 号 80 頁

<sup>2</sup> 和銅六年五月二日に発せられた風土記撰進の詔（続日本記）により各地で編纂されたとされる『風土記』の中で現存するのは『出雲風土記』のほか『常陸国風土記』、『播磨国風土記』、『豊後国風土記』及び『肥前国風土記』の合計 5 つのみとされている。

<sup>3</sup> 夏井高人「石斛と木斛」らん・ゆり 426 号（2013 年 3 月号）10 頁，同「続石斛と木斛」らん・ゆり 427 号（2013 年 4 月号）11 頁

<sup>4</sup> 「にんじん」は野菜として普通にあるセリ科植物の根のことではなく、ウコギ科植物であるオタネニンジン（*Panax ginseng*）を指すと考えられている。オタネニンジンは、チョウセンニンジン（朝鮮人参）またはコウライニンジン（高麗人参）とも呼ばれており、生薬「人参」の原料。しかし、オタネニンジン（御種人参）は、徳川八代将軍徳川吉宗の命により朝鮮半島から輸入し、諸国に栽培を奨励したのがはじまりとされているから、『播磨風土記』にある「人参」については別途考察する必要がある。しかし、この部分に掲げられている植物名が当時の中国及び朝鮮で既に貴重な生薬原料として知られていたものばかりであることからすると、渡来人がオタネニンジンまたはその近縁種を「人参」として持ち込み植栽・栽培したものだろうと推定される（讃容郡の近

---

隣には朝鮮半島からの渡来人が居住し、鉄などの生産をしていたと考えられている。渡来人が自分達の健康維持のため薬草の類をもって渡航し、倭国内において植栽・栽培・増殖していたことはほぼ疑いない。

<sup>5</sup> 「どくかつ」は現在でも山菜の一種として楽しまれているウコギ科のウド (*Aralia cordata*) を指すとするのが通説。ウドは、生薬「獨活」の原料。日本に自生する野生植物の一種とするのが通常の見解だが、渡来人が日本国に持ち込み植栽したものかもしれない。

<sup>6</sup> 「やまあさ」と読み、ハンゴンソウ (*Senecio cannabifolius*) を指すと解するのが通説。しかし、ハンゴンソウは、中部以北及び美濃地方に分布する植物であるので、「藍漆」をハンゴンソウ (反魂草) と解するのは明らかな誤りと思われる。むしろ、素直に「藍」、「漆」と分けて読むべきだろう。「藍 (あい)」は、タデ科のタデアイ (*Persicaria tinctoria*) を指し、生薬原料及び染料原料として使用されていた。渡来人が日本国に持ち込み植栽したものと推定される。また、「漆」は、ウルシ科のウルシ (*Toxicodendron vernicifluum*) を指すものと考えられる。縄文時代の遺跡から漆器がみつまっていることから日本に自生していた植物とする見解が有力。

<sup>7</sup> 「しょうま」は、キンポウゲ科のサラシナショウマ (*Cimicifuga simplex*) 及びその近縁種であるか、あるいは、キク科タムラソウ属の植物である緑升麻 (*Serratula chinensis*) またはタムラソウ (*Serratula coronata subsp. insularis*) を指すものと推定される。日本に自生しない植物でも渡来人が持ち込んで植栽・栽培した可能性があるため、そのいずれであるかを確定することは不可能。

<sup>8</sup> 「びやくじゅつ」は、キク科のオオバナオケラ (*Atractylodis Rahizoma*) を指すとするのが通説。オオバナオケラは生薬「白朮」の原料。ただし、京都八坂神社では現在でも「白朮祭」と呼ばれる神事が行われるが、そこではオケラ (*Atractylodes japonica*) が用いられているから、オオバナオケラではなくオケラである可能性もある。オオバナオケラ (*Atractylodis Rahizoma*) だと解する場合には、この植物が日本には自生しないため、渡来人が持ち込んで植栽・栽培したものと考えられるしかない。オケラ (*Atractylodes*

---

*japonica*)だと解する場合でも、自生種ではなく渡来人が移入した帰化植物の一種だと考える余地がある。

<sup>9</sup> 『播磨風土記』では、稲や粟などの主食作物については本文中で記述し、それ以外の特別な産物について特記するという形式をとっている。『播磨風土記』に特記として掲げられている産物としては、他に讃容郡仲川里の部分に「人参」、「細辛」が生えるとの記述、宍粟郡波加村の部分に「柀」、「粉」、「檀」、「黒葛」、「山薑」などが生えるとの記述、神前郡湯川の部分に「檜」、「粉」、「黒葛」が生えるとの記述、賀毛郡端鹿里の部分に「真木」、「柀」、「粉」が生えるとの記述などがある。これらと比較すると、讃容郡室原山の産物の記述は異様に細かいとも言える。

<sup>10</sup> 『播磨風土記』が成立した当時、播磨国讃容郡（兵庫県佐用郡佐用町）付近には朝鮮半島からやってきた渡来人が居住しており、鉄器の生産に従事していたとされている。一般に現代の鉄の精錬過程では石灰岩を加えることがあるが、古代の砂鉄を原料とする製鉄技術において石灰岩を用いたかどうかはよくわからない。もし古代においても鉄の精錬のために石灰岩が必要だったとすれば、鉱物である石灰石または消石灰を含む鉱物の存在を「石灰」として特記する合理性があったかもしれない。しかし、渡来人が当時における重要な企業秘密に該当したともいえる鉄の精錬技術中の最も機密性の高い技術情報（製鉄ために石灰岩が必要だという特殊な技術情報）を風土記記録者に対して任意に伝達したかどうかについて想像してみると、いろいろと難しい問題がありそうな気がする。

<sup>11</sup> 現代であれば鑑賞価値、商品としての交換価値、学術上の価値などを考えることもできるが、当時としてはそのような観点は完全に度外視してよいと思われる。

<sup>12</sup> 注記1参照。

<sup>13</sup> 奥山春季『採集・検索日本植物ハンドブック』（八坂書房、1974年）では、兵庫県の産地として、六甲山、雪彦山及び氷の山の3地点について、自生植物のリストを掲げている。しかしながら、これら3地点のいずれにも単子葉植物の項に「セッコク」の名がないので、少なくとも昭和49年当時には、これら3つの地点で野生種セッコクの存在を確認することができなかったと理解す

---

るしかない。